

## 第 1 2 1 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 3 年 4 月 1 9 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 3 年 4 月 1 9 日 (月) 午前 9 時 3 9 分
- 3 閉会の日時 令和 3 年 4 月 1 9 日 (月) 午前 1 1 時 1 1 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 1 0 名 欠席 0 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長 (1)	浮田 孝允	出席	5	奥田 哲也	出席
職務代理者 (6)	岸本 博	出席	7	串田 修	出席
2	大森 美也子	出席	8	今東 徳雄	出席
3	大森 勇二	出席	9	延澤 強哉	出席
4	岡本 五樹	出席	1 0	雪本 泰嗣	出席

### 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会長	藤田 眞樹
	東区協議会長	岡崎 章二
事務局	担当局長	井上 満千夫
	参事	佐藤 孝司
	参事監	真田 明彦
	総務・農政担当課長	菱川 真輔
	担当課長補佐	竹田 了久
	農地担当係長	橋本 聡実
	副主査	花房 弘治
	主任	川田 秀紀

### 7 傍聴者 0 名

### 8 議 題

#### 第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
- (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
- (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定)
- (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の移転)
- (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸)
- (8) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
- (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
- (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

申請等 (1) 令和3年度事業について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

2番 大森 美也子

10番 雪本 泰嗣

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第121回岡山市第二農業委員会を開会します。本日の欠席は0名です。

本日の議事録署名委員を指名します。2番 大森 美也子 委員、10番 雪本 泰嗣 委員をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本係長 議案訂正が1件あります。4ページ1番、譲受人の氏名に

と記載されていますが、 の部分を に訂正してください。

以上です。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。まず、出席の委員さんが関係する案件8番を審議します。事務局から説明をお願いします。

申田委員退出

橋本係長 2ページ8番、増反による使用貸借権の設定です。貸借期間は許可日から5年間です。受人は現在、約7.8ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係を見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 8番について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(1)の8番を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(1)の8番を許可と決定します。

申田委員入室

議長 次に、事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 1ページ1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約88アール耕作して

おり、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係を見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受贈及び増反による所有権移転です。受人は現在、約19アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係を見ても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積20アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

**議長** 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

**藤田推進委員** 1番と2番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

**議長** 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

**全員** ありません。

**議長** 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

**橋本係長** 1ページ3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもっても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、80アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもっても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約44ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。農地所有適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもっても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約30ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。農地所有適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもっても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約67アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもっても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

9番と10番は関連がありますので、同時に説明します。

交換による所有権移転です。9番の受人は現在約84アール、10番の受人は現在約1.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

11番、増反による所有権移転です。受人は現在、約34アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

12番、増反による所有権移転で、前回保留の案件です。前は、下限面積要件や機械、労働力、技術、地域との関係などは問題ない、との意見でしたが、申請書に記載された利用状況とは異なる部分があること、全体的に点在している農地を取得後どのように利用するのか疑問であることから、営農計画書を求めたうえで更なる調査が必要と判断し、保留となっていました。その後、受入から営農計画書が提出されました。対象農地は荒れており、現状よりも改善されるのであれば、許可もやむを得ないとの意見がありましたが、特に政津の農地において、担当委員を中心に、現状のままでは農地としての利用は困難であるため、提出された営農計画書だけでは判断できないとの意見もあり、協議会としては、さらに詳細な調査を行う必要があると判断し、再度保留となりました。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 3番から7番及び9番から12番までの9件について審議した結果、事務局の説明のとおり、3番から7番及び9番から11番までの8件は許可意見、12番の1件は保留意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

串田委員 12番について、地元は無断転用を心配している。不法転用等があった場合はどこまで対応できるのか。督促以上の対策ができるのか。

竹田補佐 違反転用については、まずは口頭で指導します。応じない場合は次に文書で指導し、さらに応じない場合は期日を指定して勧告します。それでも応じない場合は行政処分としての命令を行います。最終的には行政代執行になりますが、農業委員会としては事務委任を受けていないため権限がなく、岡山市が行うこととなります。

議長 それでは、申請等(1)は、1番から11番までのうち8番の1件を除く10件を許可、12番の1件を保留と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(1)は、1番から11番までのうち8番の1件を除く10件

を許可、12番の1件を保留と決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任

3ページ1番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、農家住宅です。

申請人は現在、約10アール耕作しており、所有する農地で普通野菜を栽培していますが、今まで趣味程度で栽培していた外国産観葉植物を栽培、販売するため、必要な農家住宅や農業用施設用地として転用しようとするもので、現住居は、子供に譲渡するとのことでした。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積等一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長

中区協議会の協議の様を藤田協議会長さん、ご報告をお願いします。

藤田推進

1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

委員

議長

協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員

ありません。

議長

次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長

3ページ2番、申請地は農用地区域内の農地で、転用目的は農地改良による一時転用で、転用期間は令和3年4月20日から令和3年10月31日までです。

申請人は現在、約13アールの農地を耕作する農業者ですが、自宅に隣接する申請地で白小豆を栽培する計画であり、田のままでは揚水期に水が入ってくるため、盛土をし、畑として利用しようとするものです。

申請地は、農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は農地の広がり10ヘクタール以上ある1種農地で、転用目的は農家住宅です。

申請人は現在、東区吉原の自宅に子供夫婦と孫の5人で居住していますが、砂川改修工事により自宅を取り壊すこととなったため、耕作している農地にも近い自己所有地に農家住宅を建築しようとするものです。

申請地は1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、自己所有地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長

東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進  
委員  
議長  
全員  
議長  
全員  
議長

2番と3番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

ありません。

それでは、申請等(2)は、1番から3番までの3件を許可と決定してよろしいか。

よろしい。

それでは、申請等(2)の1番から3番までの3件を許可と決定します。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任

4ページ1番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、露天駐車場です。

受人は、中区中井にて、生コンクリート圧送業を営む者で、申請地隣接地を露天駐車場として利用していますが、駐車車両が満車状態のため業務に支障をきたしていることから、既存駐車場に隣接する申請地を所有権移転して、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は、農業振興地域内の農用地で、永久転用を目的とした露天駐車場としての一時転用申請で、転用期間は、許可日から3年間です。

受人は、中区倉富地内で運送業を営む者ですが、需要増加により業務規模を拡大することとなり、従業員と大型車両の駐車場を確保する必要があったもので、本社からも近く、利便性が高い申請地に賃借権を設定し、新たに露天駐車場として転用しようとするものです。

申請地は、農業振興地域内の農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。転用面積については、大型車34台と乗用車35台を駐車する計画であり、相当の面積を確保する必要があることから、妥当な面積であると判断できます。また、被害防除計画等その他の一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は、令和2年10月30日付で農振除外公告済みの案件で、農地の広がり10ヘクタール以上の1種と判断され、転用目的は、自己専用住宅(分家住宅)です。

受人は、東区瀬戸町江尻の借家に妻と子供二人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、自身の実家に近く、農業の手伝い等相互に協力がしやすい父の所有する申請地に使用貸借権を設定して自己専用住宅(分家住宅)に転用しようとするものです。

申請地は、1種農地ですが、集落に接続した住宅で、父の所有する農地で他に代

替地がなく、例外許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番から8番については、同じ地域で関連がありますので、一括して説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅です。

4番、受人は、中区沢田の借家に夫婦と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭になったため、夫婦の勤務先から近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

5番、受人は、中区山崎の借家に夫婦と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭になったことから、夫婦の勤務先から近く、生活環境があまり変わらなく生活しやすい申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

6番、受人は、中区山崎の借家に、夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭になったことから、夫の実家や妻の職場に近く、現在の生活環境とあまり変わらなく生活しやすい申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

7番、受人は、中区平井五丁目の借家に妻と子供1人の3人で生活していますが子供の成長により家財道具が増え、手狭になったことから、夫の職場から近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

8番、受人は、備前市日生町の実家に、両親と弟の4人で生活していますが、結婚することとなり、現居所では手狭なため、夫婦の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

いずれも、農地区分と転用目的は問題ないと考えます、また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、申請地は、農業振興地域内の農用地で、原形復旧を伴う露天資材置場及び露天駐車場としての一時転用申請で、転用期間は、許可日から3年間です。

受人は、南区浦安南町で建設業を営む者ですが、土木工事の需要増加による規模拡大のため、資材置場用地及び駐車場が新たに必要とのことで、交通の利便性が高い申請地に賃借権を設定し、露天資材置場及び露天駐車場として一時転用しようとするものです。

申請地は、農業振興地域内の農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、申請地は、農業振興地域内の農用地で、永久転用を目的とした露天駐車場としての一時転用申請で、転用期間は、許可日から3年間です。

受人は、南区泉田で運送業を営む者ですが、現在自社で利用している職員駐車場

内に保育園を建設中であり、現在職員が利用する駐車場に不足が生じていることから、今まで利用していた駐車場から近く、会社にも近い申請地に賃借権を設定して新たに露天駐車場として一時転用しようとするものです。

申請地は、農業振興地域内の農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、申請地は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場です。

受人は、北区宿本町で建設業を営む者ですが、自社の所有する露天資材置場が狭く業務に支障をきたしているとのことから、現場が多い中区、東区からも近く業務を行う上で利便性が高い申請地を所有権移転して露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は、問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

**議長** 中区協議会の協議の様子を藤田協議会長さん、ご報告願います。

**藤田推進委員** 1番から11番までの11件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

**議長** 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

**全員** ありません。

**議長** 次に、東区の説明をお願いします。

**橋本係長** 5ページ12番と13番は、同じ地域で関連がありますので、一括して説明します。

申請地は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

12番、受人は現在、中区長岡の借家に妻と2人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、勤務先にも近い申請地を所有権移転し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

13番、受人は現在、東区西大寺中野の借家に妻と子供の3人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、居住地から近く、生活環境があまり変わらない申請地を所有権移転し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、申請地は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

受人は現在、東区松新町の借家に夫と子供の3人で居住していますが、子供の成



長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、農業の手伝いや両親の介護をするのに便利な父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、申請地は、令和2年10月30日付け農振除外済みの案件で、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅です。

受人は現在、中区祇園の借家に夫と子供2人の4人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、母が所有する農地に近く、農業を手伝うのに都合が良い、母所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様態を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 12番から15番までの4件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全委員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)は1番から15番の15件を許可と決定してよろしいか。  
全委員 よろしい。

議長 それでは、申請等(3)は1番から15番の15件を許可と決定します。なお、2番は転用面積が3,000㎡を超えていますので、4月28日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について、申請等(4)所有権の移転、申請等(5)利用権の設定、申請等(6)利用権の移転、申請等(7)利用権の設定及び転貸てんたいを一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

橋本係長 今回の利用集積計画について説明します。別冊議案をご覧ください。

申請等(4)の所有権の移転については、東区のみです。1ページ1番の1件で農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、農地の所有者から財団への所有権移転です。

申請等(5)の利用権の設定については、中区は2ページ1番から6ページ37番までの37件、東区は7ページ1番から、取下げの44ページ338番を除き、92ページ731番までの730件です。このうち、81ページ624番から83ページ641番までの18件は、農地中間管理機構が貸借希望の農家の農地について中間管理権を設定するための利用集積計画です。

申請等（６）の利用権の移転については、中区は９３ページ１番から３番までの３件で、農協転貸の移転です。東区は９４ページ１番から９７ページ２５番までの２５件です。

申請等（７）の利用権の設定及び転貸については、中区は９８ページ１番から１０２ページ２６番までの２６件、東区は１０３ページ１番から１３０ページ１１７番までの１１７件で、農地中間管理機構が貸付希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画です。

別に配布しています、利用集積集計表をご覧ください。申請等（４）所有権の移転を除く、申請等（５）、（６）、（７）を合計したものです。岡山市全体では計１，６１３件、第二農業委員会分は９３９件で、中区が６６件、瀬戸地区を除く東区が７７６件、瀬戸地区が９７件です。面積は、ご覧のとおりです。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり承認意見となっています。

なお、（５）利用権の設定において、中間管理事業の耕作者への配分予定表を担当委員さんにお配りしていますのでご確認ください。

以上です。

議長 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。  
全 員 ありません。

議長 長 それでは、申請等（４）、（５）、（６）、（７）の岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定については、原案のとおり決定とします。

次に、申請等（８）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 ６ページ１番から８ページ９番までの９件で、権利取得の事由は、すべて相続、権利の種類は所有権が８件、賃借権が１件で、内容はご覧のとおりです。あっせん等の希望はなしです。

各地区協議会では、すべて受理意見となっています。

以上です。

議長 長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。  
全 員 ありません。

議長 長 それでは、申請等（８）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、１番から９番の９件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 報告（１）４条届については、９ページ１番から４番までの４件で、転用目的は露天駐車場２件、共同住宅１件、自己専用住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）５条届については、１０ページ１番から１１番の１１件で、転用目的は通路１件、露天駐車場３件、自己専用住宅４件、分譲住宅地２件、宅地拡張１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）１８条第６項の規定による合意解約通知については、１１ページ１番から１３ページ１４番までの１４件です。解約理由は転用目的が６件、耕作目的が８件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１４ページ１番と２番の２件で、内容は農業用倉庫１件、農業用通路１件です。

報告（５）農地改良届については、１５ページ１番から５番までの５件です。内容は普通野菜畑４件、果樹園１件です。

以上です。

- 議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。
- 全員 ありません。
- 議長 何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 第２号議案について資料に従い説明。
- 議長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。
- 全員 ありません。
- 議長 それでは、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」案については、原案のとおり決定します。また、令和３年度の事業計画については、ご意見をとりまとめ、５月の総会で決定したいと思います。
- 議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。
- 議長 最後に何かご意見等がありますか。
- 串田委員 荒廃農地で、機構が受けてくれないような農地、所有者が自分で農地に戻せないような農地、草刈りを依頼するお金もないような農地に何ができるのか。耕作をしてあげようとしても断られるケースもある。農業委員がどこまでできるのかが難しい。
- 大森委員 私のところにも耕作はしてほしくないが、維持だけしてほしいという所有者がいる。あまり条件の良い農地ではないのでどこにも受けてもらえない。最終的に農業委員が受けることになってしまう。
- 岸本職務代理人 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。
- 議長 これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前 11 時 11 分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員